

会 議 要 録

会 議 名	第1回 西予市公民館制度分科会	
事 務 局	西予市教育委員会教育部生涯学習課	
	電 話 0894-62-6415	
	FAX 0894-62-0692	
日 時	令和2年6月30日(火)10:00~12:10	
場 所	三瓶文化会館2階会議室	
出席者	会 員	16名/16名
	事務局	8名
	その他	2名(まちづくり推進課)
議 事 内 容 (要 旨)		
事務局	<p>進行：生涯学習課長</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 開会あいさつ (教育部長)</p> <p>3. 委嘱状の交付 代表受領：竹崎委員</p> <p>4. 分科会長及び副分科会長の選任について</p> <p>会長、副会長それぞれに立候補あるいは推薦される方はおられるか。 特にないようなので事務局案を示してよろしいか。(拍手)</p>	
事務局	<p>では分科会長に宇和町の河野直樹委員、副分科会長に三瓶町の竹崎幸仁委員を推薦し諮る。</p> <p>分科会長、副分科会長ともに拍手多数で承認される。</p> <p>(10分間、打合せのため休憩)</p>	

分科会長	委員長あいさつ
副分科会長	副分科会長あいさつ
	<p><b>5. 協議事項</b></p> <p>進行：分科会長</p> <p>○傍聴について</p>
分科会長	市民検討委員会では傍聴規定を設けているが、分科会ではいかがするか。会場にもよるが、10名程度ではいかがか。
事務局	補足だが、市民検討委員会では30名と規定しているが、委員の数も多く物理的にコロナ対策を講じることが難しいということで、現在は傍聴を断っている。分科会の会員数は検討委員会の半分であり、10名程度なら3密を回避したうえで開催できると考えている。コロナ対策が必要なくなるようであれば、市民検討委員会と同じ30名ということもできる。
会員（三瓶）	できればなるべくこの分科会は三瓶で開催してほしい。また、三瓶の行政区は19あり区長が19名いるので、20名以内にしていただければありがたい。
分科会長	コロナ対策のため人数を絞る必要があるとのこと。対策を講じなくて良い状況になれば、市民検討委員会と同数の30名か、または20名か。これは事務局で検討していただくことでよろしいか。
会員（全員）	<p>異議なし</p> <p><b>(1) 分科会のスケジュールについて</b></p>
事務局	センター化に向けた全体行程の見直しに伴い、市民検討委員会からの市長への答申時期が、当初の令和2年12月から令和3年4月に延期

	<p>された。これにより当分科会も今年9月頃には意見をまとめる予定と していたが、年末までに取りまとめ、年明け1月に市民検討委員会へ 報告するという行程に変更となった。</p> <p>また、分科会の開催について、基本的には市民検討委員会と同日開 催だが、会の進捗状況等により別日に開催する場合もあるので了承いた だきたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>市民検討委員会と同時開催ということはどういう時間的スケジュー ルになるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>市民検討委員会が午後1時30分からの開催の場合、その後分科会が 開かれることになるため、分科会の終了時間は5時30分頃になるかと 思う。</p>
<p>会員（明浜）</p>	<p>この分館問題は、単に制度をどうするかだけではなく、分館を中心と した地域住民の暮らしや活動に関わってくる大事な問題。慎重に議論を すべき。できれば市民検討委員会とは別日に、十分時間をとって検討で きる体制で開催した方がいい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>同日開催にしたのは、地域性も考えてのことだと思う。今日も城川 からは1時間強かけて来られており、単独開催となると出てきていた だけ回数も増えるが、その辺り、三瓶以外の方の意見をうかがいた い。</p>
<p>会員（城川）</p>	<p>私の場合、今日は家からこの会場まで1時間10分程かかったが、会 の内容等を考えると時間を十分とった方がいいと思う。私個人の考え としてはそれほど苦にはならないので単独開催でいいと思う。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>開催の時間帯は午後だと協議の内容により遅くなる可能性もある し、頭が冴え、集中できる午前にしていただきたい。</p>
<p>会員（城川）</p>	<p>午前中だとすると、今日のように10時開催位にしてほしい。それよ り前の時間になると出発時間が早くなりすぎる。</p>

分科会長	会の性質上、分科会は単独開催。また開催時間は原則午前 10 時からとし、傍聴者のことも考え、場所は三瓶で会議を行うということによるしいか。
会員（全員）	（拍手）
事務局	協議内容の量により、午後開催の場合もあるかもしれないがご了承ください。
	<b>（2）分館制度と市内の現状について</b>
事務局	資料をもとに事務局が説明
分科会長	1 点目には、制度の違いを見てお互いの違いを理解し合うこと。2 点目には、分館懇談会後の住民意見の内容について。3 点目に明浜町で分館から集会所に移行した経緯について。この 3 つに分けて検討を進めていきたい。まず 1 点目、分館制度を中心に説明したがそれぞれの質問があれば出していただきたい。
会員（三瓶）	市内公民館で、一番耐用年数が過ぎているのが土居公民館、その次が三瓶北公民館。これは鉄筋でも木造でも西予市は耐用年数は 50 年という考えか。
事務局	耐用年数はコンクリート造や木造など構造により年数が違っており、資料にそれぞれの耐用年数を記載している。
事務局	耐用年数はそれを超えると危なくなるという目安でもある。耐用年数が過ぎたものを一度に全部ということは難しい。建て替えなのか、補強なのか、それらを全部考慮して考えなければいけない。分館ごとに地域の方と話しをしながら移行計画を検討しなければいけない。
分科会長	あと 10 年も経てばほとんどの施設が耐用年数を超える。分館制度の在り方、どのようにそれを維持したり再編したりするのか、建て替え

	<p>も含めて検討しなければならないと思う。以前、知人で防災の専門家に聞いたことがあるが、耐震補強をしても耐震だけであってコンクリートそのものの強度は劣化するので別に考える必要があると言われた。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>今後の公民館の建て替え等について、年次計画を示していただくよう要望する。</p>
<p>会員（野村）</p>	<p>耐用年数について、もう一つの見方としては国、県の補助金の対応ということで、基本は耐用年数までは活用しなければならないという縛りのようなものがある。耐用年数が過ぎれば取り壊し等も緩和されるのではないかという見方もある。</p>
<p>分科会長</p>	<p>ロードマップは今後の検討課題の一つとしたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>今回の分館見直しについては行政が大改革を私達に求めてきた。しかし現在まで提案される行政の説明が曖昧。なぜ社会教育法にも位置づけられている公民館分館を、法的根拠のない集会所にするのか。集会所は維持管理費を住民が負担し、三瓶の分館はその90%を市が負担していることから問題が出てきた。当然、社会教育法に則った分館なのだから100%市の負担でも然るべき予算である。</p> <p>以前、市から頂いた資料では、三瓶の3つの公民館と19分館の費用が989万円。明浜公民館4館で1209万円。城川4館で2242万円。野村6館で2585万円。宇和8館で1284万円。三瓶の分館方式が安いのか、それとも東宇和の公民館のうえに集会所もある方が安いのか。この上に東宇和には集会所は278カ所あるとのことだが、この数字が妥当なのか。私は三瓶も東宇和も痛み分けをしないとイケないと思う。分科会員の皆さんが公民館、分館、集会所を含めて総合的な判断をしていただきたい。西予は一つだと言うならば、行政はもう一度この問題を見直して真剣に提案すべき。</p>
<p>分科会長</p>	<p>大事なことを2点言っていた。1点目は変革するという時には丁寧な説明が必要である。2点目は、西予は一つだということ。西予が一つになってどう活動センター化を考えていくのか、それをこの</p>

事務局	<p>場でしっかりと考えていくことが必要である、ということだと思う。</p> <p>細かい回答は現時点ではできないが、今日の会は課題を洗い出すという趣旨であり、分館をどうするか以前に、全体の行政区のや集会所の在り方も併せて考えるべきではないかということなど大事なことを承った。他の4町の状況もこの会の中でディスカッションし、また資料も提示しながら、大きな根幹として検討していかなければならないと思う。</p>
会員（明浜）	<p>資料にも明浜分館2館が集会所になったとあったが、当然移行する時には地元から反対もあり議論もした。明浜の場合は分館が少なかったことと、明浜の人の気がいいところもあったのかもしれないが、集会所にすることを承諾し、条件交渉をした。費用は2年かけて、一般的な集会所と同じ、維持管理費を全額住民が負担するようにした。そこで、地域で集会所を維持するために集会所を中心に色々な事業を始めた例もある。地域によってはこのような危機を一つのバネとしている所もある。この問題は制度だけの問題ではなく、地域の色々なことに関わるので、私達も三瓶の地域の実情をもう少し勉強させていただきながらこの問題を考えていきたいと思う。</p>
会員（三瓶）	<p>三瓶の分館は漁業、農業、産業、福祉など色々な国の補助金を使って建設している。分館は行政財産だが、集会所になると普通財産ということで変わってくる。使用用途を変えた場合は国に補助金を返還しないといけないのではないか。また、分館建設時に住民がたくさん寄付をしている。それはどうなるのか。</p>
事務局	<p>補助金については個別に確認をとって、先ほどの耐用年数等も含めて考えていかなければいけないと思う。補助金返還条件は補助によって違うので今即答はできない。</p>
分科会長	<p>中教審答申の中に特例措置というかたちで公民館の所管を教育委員会から市長部局にということも記載されている。その辺りの国の方針を踏まえて補助金制度についても行政でしっかりと調べてほしい。</p>

<p>会員（三瓶）</p>	<p>分科会長が言われているのは公民館について。今言っているのは分館で集会所に変わる場合のこと。公民館は活動センターに移管されるが、分館は集会所になると普通財産になるので市の物ではなくなる。そこが問題。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>中教審答申では公民館の移管替えは可能と言っているが、他の行政部門と一体となってきちんと制度的担保をとって衰退させないよう望むとある。副分科会長にもその辺りをうかがいたい。中教審答申に基づいて第9次一括法が施行されたが、西予市の手法はこれに該当しないとされている。非常に難しい行政手段をとっている。分館がなくなった後の社会教育をどのように捉えておられるか、参考までに聞きたい。</p>
<p>副分科会長</p>	<p>私も同じように感じている。一括法の概要にも「社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする」と謳われている。その中の法的担保にあるように、例えば、長との協議内容はどのようなものだったのか、意見を聴くとあるがどのような意見の内容だったのかだとか、この取り組みの前にどのような話し合いがなされているのかということも聞きたいという思いがある。</p> <p>また、分館と集会所との違いを三瓶の者にとってわかりやすいように説明していただきたい。集会所には根拠法令なしと書かれてあるが、本当にそうなのか。自治会と住民の意思により建設とあるが、どのようにその歴史がスタートされたのか私達も知りたい。逆になぜ公民館、分館というかたちをとらなかったのか。東宇和の歴史を知っておかないと前に進まないのではないかと思う。</p>
<p>分科会長</p>	<p>所管が変わっても分館で行っている社会教育は衰退させたらいけないと思う。逆に増えていって地域住民にとってより地域づくり、人のつながりづくりにつながるよう、中身を濃くしていかなければいけない。それはこの分科会で確認しながら在り方を模索しなければならない。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>私は、なかなか三瓶町以外の方と分館問題について話すことがない</p>

	<p>のでこの会を楽しみにしていた。西予市合併して年数が経っている中で今でも三瓶は分館制度が残っている。三瓶は行政区が19あり、分館がそれと同じ19ある。他町は明浜26、宇和92、野村130、城川60。集会所の数にしても明浜12、宇和61、野村92、城川53。この数を見ただけでも三瓶と全く違うと理解いただけると思う。だからこの分館問題については、具体的に違いをきちんと認識したうえで協議をしていただきたい。あまりにも情報がない、知識がないという状況の中で話し合いを持つわけなので、それに見合うだけの資料を市としても提示していただきたい。今回の資料だけではとてもじゃないが話しにならない。集会所の金額的などころも具体的なものが出ていない。金額的などころも三瓶が突出して多いかというとはそうではないと思っている。明らかに皆さんが数字として把握できるような資料を出して欲しい。そうすれば、今後この話し合いもある程度スムーズな協議ができるかと思う。</p>
<p>会員（宇和）</p>	<p>宇和には分館がないし、地元説明会等も直接聞いているわけではないので分館について十分理解できていなかった。分館懇談会の意見要約を見ると「三瓶が悪者扱いされている」といった意見が多い。なぜ分館から集会所にしないといけないのか十分に説明が行き届いてないし、地区民の方が理解されていないのではないかと強く感じた。分館懇談会でも色々な意見が出ているが、この意見に対しての返答、フィードバックはどうなっているか。分科会をする前にもっと地元の方に理解していただく必要があるのではないかと感じた。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>分館懇談会時にいただいた資料では、活動センターに移行後のスタッフについて、センター長及び地域任用職員の2名については地域づくり交付金を利用して地域で雇用すると記載されてあった。今日の資料では18ページに載っていないが、それはやめたのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘の箇所は19ページに記載されている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>ではそれは変わってないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>変わっていない。ただこの資料は決定ではなく、案としてお見せし</p>



<p>会員（三瓶）</p>	<p>た。こういうことが考えられるということで。</p> <p>ならば資料に「案」と書いておくべき。説明では決まったように説明をしていた。住民からの意見もほとんど「市民検討委員会につなぐ」と言っている。「まだ何も決まっていない。検討委員会につなぐ」と。きちんとこういう意見を預かっていると検討委員会ですすように願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>意見の取りこぼしが無いよう、盲点がないよう、市民検討委員会も分科会でも検討していきたいと考えている。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>三瓶 19 行政区のうち、ある程度の区では今後の方向性、希望を取りまとめしている。人口が多い地区では、区の総会があると 180 名～200 名集まる状況の中で今の施設がなければ入れない。その近くに代替施設もない。一方、集会所に移行されるとかなりの経費負担をしなければいけず、区費をかなり上げないといけない。施設を抱えていても負の財産になってしまう。建て替えるといっても簡単ではない。その建物がその地域になくはならないものであるかどうかということ踏まえて、今後どのように運用されていけばいいのか、そういったことをしっかり見て考えていただきたい。もう分館はなくてもいいじゃないかというところもあるが、分館がなくなるとあとの社会教育はどうするか。人権集会等々。活動センターに丸投げするのかということになる。その辺を含めてどうあるべきかを皆さん一緒に考えていただきたい。</p>
<p>会員（三瓶）</p>	<p>今日の会議の中でそれぞれの委員が意見を述べて答えが出ていないものは、次の時の冒頭に回答してほしい。答えが出なかった分については引き続き検討するという。答えが出ないまま次に進むのはどうかと思う。ぜひお願いしたい。</p>
<p>分科会長</p>	<p>今日出た課題、次に向けての方向性は、1 点目はロードマップの懸案事項。建物の耐用年数に対して今後どうしていくのか、それは今後の分館の在り方と抱き合わせて今後考えていく。2 点目は、資料について。お互いが持っている資料を出し合って、より具体的なもので具</p>

	<p>体的に話し合いを進める。また、質問については整理をしたうえで回答できるものと、懸案事項として残すものを明確にしていく。 ではこれで閉会する。</p>
--	---

**6. 閉 会**